

災害時における物資（紙製品）の調達に関する協定

四国中央市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な物資（紙製品）（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の協力を得て物資の調達を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、四国中央市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の優先供給に積極的に協力するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) トイレットペーパー
- (2) ティッシュペーパー
- (3) ウエットティッシュ
- (4) その他甲が指定する物資

2 前項に掲げる物資以外の物資についても、乙は、関係者（紙産業関連企業）を通じた調達に積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、「物資要請書」（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙が甲から第2条の要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を「措置状況報告書」（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難なときは、甲又は甲の指

定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第8条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価及び運搬に要した費用は、甲又は甲の指定する者が負担するものとする。

2 前項に規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における適正な卸価格によるものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

（担当者等の報告）

第10条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第11条 甲は、乙が物資を運搬する際には、必要に応じて、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議うえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月1日

甲 愛媛県四国中央市宮川4丁目6番55号

四国中央市長

徐小英



乙 愛媛県四国中央市川之江町4084番1
公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会

会長

服部正

